

## 令和8年度福岡市工業用水道事業会計予算案

(総 則)

第1条 令和8年度工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水事業所数	30事業所
2. 年間総給水量	3,144,389立方メートル
3. 一日平均給水量	8,615立方メートル
4. 主要な建設改良事業	
(1) 配水管整備事業 事業費	3,676千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	工業用水道事業収益	247,745千円
第1項	営業収益	235,538千円
第2項	営業外収益	12,207千円
支		出
第1款	工業用水道事業費用	368,466千円
第1項	営業費用	336,469千円
第2項	営業外費用	30,997千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額42,235千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

支		出
第1款	資本的支出	42,235千円
第1項	建設改良費	14,064千円
第2項	償還金	27,171千円
第3項	予備費	1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

令和8年2月24日提出

福岡市長 高島 宗一郎